

令和5年度 安全教育全体計画

東京都八丈島八丈町立三原中学校

安全教育に関する法令等 ○学習指導要領総則 「安全に関する指導」 ○学校保健安全法(第27条) ○東京都教育ビジョン(第4次) 基本的な方針6「健やかな体を育み健康で安全に生活する力を育む教育」 ○八丈町教育大綱理念 基本方針2「子供が安心、安全に育つ環境づくりを進める」		学校教育目標 人間尊重の精神を基調とし、豊かな社会の形成に貢献できる人間を育成する。 ○やさしい人 ○たくましい人 ○よく学ぶ人		学校の現状等 ○島しょ地区で標高の高い場所に立地しており、降雨量が非常に多い。 細い道が多く、見通しの悪い危険な箇所もある。 ○本校の周辺には、多くの高齢者が居住している。 ○生徒は優しく素直できまりをきちんと守ることができる。さらに継続的に取り組む姿勢や見通しをもち、判断する力を養いたい。	
安全教育の目標				目指す生徒像	
生命尊重の教育を基盤に安全教育を推進し、自他の生命を大切にすることを、体験を通して考え、判断・行動できる生徒を育成する。				○自分の身の回りの安全に関する課題に気づき、的確な判断で行動ができる生徒 ○危険を予測し、自己も他者も安全・安心に生活ができる行動がとれる生徒	
安全教育の目標を実現するための基本方針					
○各教科、道徳、総合的な学習の時間、学校行事、生徒会活動、学級活動、部活動等の全教育活動を通して、安全教育の課題を設定し生徒自ら考え、行動できるようにすることを目指す。 ○薬物乱用防止教室、不審者対応訓練、セーフティ教室、情報モラル教育等を計画・実施していく。					
I 生活安全		II 交通安全		III 災害安全	
目 標	○学校や家庭、地域社会で起こる犯罪や危険について理解し、犯罪に巻き込まれない行動ができるようにする。 ○スマートフォンを使用する際の危険を知り、トラブルを起こさない・巻き込まれない行動をとることができるようにする。 ○校内外で不審者に対する適切な対処方法や行動ができるようにする。	目 標	○交通安全に対する知識の理解を深め自転車の安全な乗り方と歩行者としての安全マナーについての指導を重点的に取り組む。 ○自転車乗車時は、自転車用ヘルメットを着用することの重要性を理解させ自ら安全に運転できるようにする。	目 標	○地震、火災及び水害時に自他の安全に配慮した適切な行動ができるようにする。 ○災害発生時における避難所の役割を理解できるようにする。
1 登下校時の安全 2 校内での安全 3 家庭生活での安全 4 地域や社会生活での安全 5 スマートフォン等使用時の安全 ＜30の内容＞		1 道路の歩行と横断及び交通機関の利用 2 自転車の安全な利用と点検・整備 3 二輪車・自動車の特性と心得 4 交通事故防止と安全な生活 ＜23の内容＞		1 火災時の安全 2 地震災害時の安全 3 火山災害時の安全 4 気象災害時の安全 5 原子力災害時の安全 6 避難所の役割と貢献 7 災害への備えと安全な生活 ＜29の内容＞	
各学年の指導方針					
【1・2年】体験を通して安全に関する知識を理解し、自分自身で身を守る方法を身に付けさせる。 【3年】安全に関する知識を活用し、学校生活や日常生活の中で判断し、行動できるようにする。					
関係する教科等					
○保健体育(保健分野)での傷害の防止、社会科の日本の地域的特色、理科の大地の成り立ち、気象とその変化の分野、また、技術・家庭科や美術等の学習活動で「生活安全」や「災害安全」について指導を行う。 ○特別活動や学活、朝礼等の時間で安全指導を行う。 ○部活動、生徒会活動で、自ら安全確保に努める態度を育成する。					
教職員の校内研修		推進組織及び評価		家庭・地域・関係機関との連携	
4月:安全教育プログラム及び学校安全計画の理解 5月:災害発生時における生徒の安全確保と保護者への引き渡しについて 6月:不審者対応訓練		○生活指導部(安全指導・避難訓練担当) ○評価は、学校評議員会への報告、学校評価等を活用		○学校だより、学校ホームページ等での保護者等への啓発 ○警察署(セーフティ教室等での連携) ○消防署(避難訓練等での連携)	

